

事務連絡 20 登第 010 号 H  
2020 年 4 月 23 日

支部専務理事 各位

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会  
登録事業部 部長 八木橋 稔之

新型コロナウイルス感染症対策に伴う  
OSS 申請の一時的な取り扱いについて  
(車台番号未確定車両の救済措置について)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、OSS の仕組みでは、警察署からの車台番号照会后 30 日以内に完成検査終了証兼譲渡証明書が登録情報処理機関に提供されて車台番号が確定しない場合には、申請が却下される仕様となっております。

今般、新型コロナウイルス感染症拡大対策に伴う休業要請等により自動車の生産に遅れが生じており、車台番号照会后 30 日以内に車台番号を確定することが困難な事例が発生する可能性があります。

この件について、国土交通省へ対応要請を行ったところ、2020 年 4 月 8 日から 5 月 31 日までの間に車体番号取得の有効期限が満了する申請については、6 月 1 日までの間、有効なものを見なされることとなりましたので、お知らせいたします。

また、窓口で一般希望番号を型式で予約申込を行った OSS 申請に係る希望番号予約済証についても、有効期限（30 日）を超過する可能性があることから、2020 年 4 月 8 日から 5 月 31 日までの間に有効期限が到来する当該希望番号予約済証についても、6 月 1 日までの間（但し、2020 年 5 月 11 日に新たなご当地ナンバーの交付が開始される地域については、5 月 8 日までの間）有効なものを見なされることとなりました。

つきましては、貴支部におきましても当該申請につき、上記の通り取り扱っていただきたく、ご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

添付ファイル

- ①新型コロナウイルス感染症対策に伴う登録情報処理機関の一時的な取扱いについて  
(国交省→自検協)
- ②新型コロナウイルス感染症対策に伴うOSS申請の一時的な取扱いについて  
(本省→運輸局)
- ③希望番号予約済証の有効期限延長に係る一時的な取扱期間

以 上